

企画乗車券類利用規程

(令和2年1月11日改定)
近畿日本鉄道株式会社

(目的)

第1条 この規程は、近畿日本鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が設定し、当社および当社が発売を委託する代理店等が発売する割引運賃、料金、区間、回数など特別な条件を付した企画乗車券類について、その運送および利用上の条件を定め、もってお客様（以下「旅客」といいます。）の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 企画乗車券類の利用については、個別に定めている場合を除き、券面に表示する内容ならびに、当社または当社が発売を委託する代理店等が発売時に提示する条件のほか、この規程の定めるところによります。

2. 前項のほか、この規程に定めていない事項については、当社の定める旅客営業規則（以下「規則」といいます。）ならびに関係規程に定めるところによります。
3. 当社を含む複数の鉄道事業者等で、共同で設定し、利用上の条件を定めて発売する企画乗車券類については、その定めによります。
4. 企画乗車券類に組み込まれた他運輸機関乗車券・乗船券による他社線の運送および施設利用券の利用については、当該の運輸機関および施設が定めるところによります。

(用語の意義)

第3条 この規程における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「企画乗車券」とは、当社が特別の運送条件（運賃、料金、区間、経路、列車、設備、発売期間、設定期間、発売箇所等）を定めて発売する乗車券をいいます。また、企画特別急行券および施設利用券等を付随して発売するものを含みます。
- (2) 「企画特別急行券」とは、その区間および列車に特別な条件（料金、区間、経路、列車、設備、発売期間、設定期間、発売箇所等）を定めて発売する特別急行券、特別車両券、個室券をいいます。また、座席を指定した企画特別急行券に引き換えて利用する券（以下「企画特急券引換券」といいます。）を含みます。
- (3) 「企画乗車券類」とは、企画乗車券および企画特別急行券をいいます。
- (4) 「施設利用券等」とは、企画乗車券類に組み込まれた他運輸機関乗車券・乗船券および施設利用券をいいます。
- (5) 企画乗車券類には、「回数券」、「片道」、「往復」、「周遊」、「フリー」の各タイプがあります。
 - a. 「回数券タイプ」とは、同一区間の片道に有効な乗車券または特急券もしくは乗車券・特急券の両方が複数枚セットになっている企画乗車券類をいいます。
 - b. 「片道タイプ」とは、発駅から着駅までの片道の乗車券が組み込まれた企画乗車券をいいます。
 - c. 「往復タイプ」とは、発駅から着駅までの往路とその復路の乗車券が組み込まれた企画乗車券をいいます。
 - d. 「周遊タイプ」とは、往復の経路が異なる乗車券および乗車経路のうち一部がフリー区間となる乗車券が組み込まれた企画乗車券をいいます。
 - e. 「フリータイプ」とは、利用区間の全部がフリー区間である乗車券が組み込まれた企画乗車券をいいます。
- (6) 「利用区間」とは、企画乗車券類ごとに定められた当社線乗車可能区間をいいます。
- (7) 「フリー区間」とは、利用区間の中で乗車経路および乗車回数を制限しない区間をいいます。

- (8) 「発売箇所」とは、その企画乗車券類を発売しているすべての箇所をいいます。
- (9) 「購入箇所」とは、発売箇所のうちその企画乗車券類を購入した箇所をいいます。
- (10) 「乗車開始日」とは、第8条に定める改札を受けた日付をいいます。
- (11) 「利用期間」とは、企画乗車券類ごとに定められた企画乗車券類を利用することが可能な期間をいいます。
- (12) 「有効期間」とは、利用期間中で乗車開始日から指定する期間もしくは、券面表示のある期間をいいます。

(契約の成立時期および適用規定)

第4条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客がその企画乗車券類に対する所定の運賃・料金等を支払い、企画乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立します。

- 2. 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によります。

(規程等の変更)

第5条 この規程は、変更されることがあります。

(発売および購入)

第6条 企画乗車券類の発売箇所および発売日は、当社が掲示または配布する案内物等によって指定するものとします。

- 2. 旅客は企画乗車券類の購入にあたっては、発売箇所において、企画乗車券類の商品名称と旅行開始日や区間など必要事項を申し入れるものとします。

(効力および使用条件)

第7条 企画乗車券類を用いて乗車する場合は、券面に表示する内容および使用する企画乗車券類に関しての掲示または配布する案内物等に記載する条件のほか、次の各号の使用条件を守らなければなりません。

- (1) 乗車の経路については、フリー区間および経由の指定がある場合を除き、券面に表示のある発駅から着駅までの最短距離となる経路（生駒線、田原本線を乗り継ぐ経路を除く）とします。回数券タイプについては、券面に表示する区間のどちらの方向にも乗車することができます。
 - (2) 券面に利用人員の表示がない場合は、旅客一人が利用できるものとします。また、有効期間を通じ、同一の旅客が全券片を使用するものとし、使用開始後の譲渡はできません。ただし、回数券タイプについては、複数の旅客による使用ができるものとします。
 - (3) 企画乗車券類を使用する場合は、1券片をもって1回限り、その券面表示事項に従って使用することができます。ただし、周遊およびフリータイプの企画乗車券類を使用する場合は、そのフリー区間内に限り乗車回数の制限はありません。
 - (4) 企画特急券引換券は、有効期間中の列車および座席の指定を受けた企画特別急行券に引き換えなければなりません。
 - (5) 乗車券と特急券がセットになっている企画乗車券類では、その特急券はセットされている乗車券と同時に使用するものとします。別の乗車券とあわせて使用することはできません。
- 2. 有効期間については、次の各号によります。
 - (1) 周遊タイプの企画乗車券類については、券面に記載された有効期間内であっても経路内のフリー区間以外の駅で降車した時点で当該乗車券片の有効期間は終了となります。
 - (2) フリータイプの企画乗車券類については、券面またはカードに記載する有効期間内においてフリー区間内を乗降できます。
 - (3) 有効期間内であっても、特に定める制限期間がある場合は、その定めによります。

3. 利用区間の途中駅で下車して出場した後、当該乗車券片で再び列車に乗り継いで旅行することはできません。ただし、規則第99条第1項第1号に規定する場合およびフリー区間についてはこの限りではありません。

(改札および引渡し)

第8条 旅客は、企画乗車券を使用する場合、旅行を開始する際に当該企画乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとします。また、旅行を終了した際は、当該企画乗車券を係員に引き渡すものとします。

2. 旅客は、フリー区間内で企画乗車券を使用する場合は、乗車および降車のつど、その区間に有効な乗車券片を係員に呈示して改札を受けるものとします。
3. 自動改札機に投入可能な企画乗車券〔裏面が黒色の磁気記録層をもつものまたはPETカード(ポリエチレン・テレフタレート材質)〕を使用する旅客は、旅行を開始する際、旅行途中の乗降または旅行を終了した際に、当該企画乗車券を自動改札機に投入することにより、前各項に規定する改札または引渡しに代えることができます。

(変更)

第9条 旅客は、企画乗車券を使用する場合、区間変更(乗り越し、方向変更、経路変更)はできません。なお、その所持する企画乗車券の運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合は、当社は、当該乗車券片を回収のうえ、規則第154条第1項の別途乗車として当該区間に対する相当の旅客運賃を収受します。

2. 旅客は、すでに購入した企画乗車券の利用期間および有効期間を変更できません。
3. 旅客は、指定を受けた企画特別急行券に表示された列車が乗車駅を出発する時刻までに限り、あらかじめ当社の承諾を受け、申し出た時刻において発行できる他の企画特別急行券に、1回限り変更することができます。この場合、手数料は必要ありません。ただし、変更できる列車は企画乗車券類の有効期間内、変更可能区間は個別に定められた区間内とします。また、旅客が乗車開始後にその所持する企画特別急行券の運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合は、当社は当該区間に対する別途特別急行料金を収受します。

(再発行および再収受証明)

第10条 旅客は、企画乗車券類の再発行を請求できません。

2. 旅客が、企画乗車券類を紛失した場合、その乗車に対してあらためて運賃を支払わなければなりません。この場合、旅客は、再収受証明書の交付の請求はできません。

(任意の払戻し)

第11条 旅客は、当社で購入した企画乗車券類が不要となった場合は、旅行開始前に限り、当社の発売箇所にて次の各号により払戻しを請求することができます。代理店等が発売したものについては購入箇所にお申し出いただくことになります。

- (1) 全券片未使用で利用期間終了日まで(有効期間のあるものは有効期間終了日まで)に限り、これを発売箇所に差し出して、すでに支払った企画乗車券類の発売額の払戻しを請求することができます。この場合、旅客は、個別商品ごとに定められた所定の手数料を支払うものとします。
 - (2) 前号でいう未使用券片には、指定を受けた列車が乗車駅を出発する時刻までの企画特別急行券ならびに第12条に定める指定取消しの取扱いを行った企画特別急行券(有効期間内のものに限り)を含みます。
2. 旅客は、旅行開始後の企画乗車券類の払戻しを請求することができません。ただし、使用開始後の回数券タイプの払戻しについては、次の各号により請求することができます。
 - (1) 有効期間内であるときに限って、これを発売箇所に差し出して、すでに支払った企画乗車券類の発売額から、券面表示区間に対する無割引の普通旅客運賃および特別急行料金を、使

用した券片数を乗じた額を差し引いた残額の払戻しを請求することができます。この場合、旅客は企画乗車券類1冊につき個別商品ごとに定められた所定の手数料を支払わなければなりません。

- (2) 乗車券と特急券がセットになっている回数券タイプは、乗車券と特急券を同時に払い戻す場合に限ります。
- (3) 前各号において、指定を受けた列車が乗車駅を出発する時刻までの企画特別急行券ならびに指定取消しの取扱いを行った企画特別急行券（有効期間内のものに限る）については、未使用券片とみなして取扱います。

（指定取消し）

第12条 回数券タイプの企画特別急行券（指定を受けたもの）が不要となった場合、その指定を受けた列車が乗車駅を出発する時刻までに、旅客がこれを発売箇所に差し出したときは、当社は、1回に限り指定を取消し、未使用として取扱います。この場合、手数料は必要ありません。

2. 前項の規定により指定を取り消した当該券片の有効期間は、指定を取り消した日から1か月とします。
3. 第1項の規定は、第9条第3項による変更の取扱いを行った企画特別急行券については適用しません。

（運行不能および遅延）

第13条 旅客は、旅行開始前に規則第179条第1項に該当する列車の運行不能または遅延が発生した場合、その発生前に購入した企画乗車券類が不要となった場合は、その企画乗車券類が利用期間内（有効期間のあるものは有効期間内）であるときに限り、これを駅または購入箇所に差し出して既に支払った企画乗車券類の発売額の無手数料での払戻しまたは次項第4号に規定する有効期間の延長を請求することができます。ただし、回数券タイプでは、有効期間の延長はできず、特急列車の座席の指定を受けている場合を除き、払戻しの請求はできません。座席の指定を受けたものについては、第12条の指定取消しの取扱いまたは払戻しの請求ができますが、払戻しに関して券面等に1券片あたりの取扱いの定めがある場合は、当該取扱いによるものとします。

2. 前項に定める事由が発生する前に購入した企画乗車券類を所持する旅行開始後の旅客は、その運行不能区間や列車の遅延について承諾したうえで旅行継続する場合を除き、次の取扱いを請求することができます。ただし、当社が列車の運行不能または遅延を告知し、旅客がそれを承知の上で購入した場合を除きます。

- (1) 企画乗車券類を所持する旅客が、規則第182条第1項の規定による無賃送還の取扱いの請求を行う場合、当社は当該企画乗車券類については未使用とみなして、企画乗車券類を回収のうえ発売額を無手数料で払い戻します。なお、旅客が無賃送還途中で、当該企画乗車券類に表示された乗車駅に至る途中駅に下車したときは、次号、「往路」における旅行中止として取扱います。
- (2) 企画乗車券類を所持する旅客が、「往路」（片道タイプによる乗車、周遊タイプによるフリー区間に至るまでの乗車およびフリータイプによる最初（1回目）の乗車を含みます。）において途中駅で旅行の中止および運賃の払戻しの請求を行う場合、当社は当該企画乗車券類を未使用とみなして乗車駅から旅行中止駅までの普通旅客運賃を収受し、企画乗車券類を回収のうえ、発売額を無手数料で払い戻します。「復路」（周遊タイプによるフリー区間から着駅までの乗車を含みます。）においては、当該企画乗車券類は使用されたものとして回収し、旅行中止駅から当該企画乗車券類に表示された着駅（表示がない場合は往路乗車駅を着駅とみなす）までの区間の普通旅客運賃を払い戻します。この場合の払戻額は、企画乗車券類の発売額の半額を上限とします。ただし、片道タイプで施設利用券等を利用した後に当社線を乗車する場合は、上記の「復路」として取扱い、払戻額は企画乗車券類の発売額を上

限とします。なお、回数券タイプについては、「往路」とみなし1券片に対し前号を含み取扱います。

- (3) 旅客が当該企画乗車券類に定められた経路の不通により目的地に到達できない場合は、規則第183条第1項の規定による他経路乗車の取扱いを受けることができます。ただし、特別急行列車を利用しての他経路乗車の取り扱いはいたしません。
- (4) 旅客は、有効期間の延長を請求することができます。この場合、その期間は、券面記載の有効期間に当該事故等により不通となった日数を加えた期間とします。ただし、当該企画乗車券類の利用期間を越えて有効期間を延長することはできません。なお、回数券タイプについては有効期間の延長は請求できません。
- (5) フリータイプの企画乗車券類を所持する旅客は、旅行開始後1回以上の乗降に使用した後は、第3号による他経路乗車の取扱い、前号による有効期間の延長または残日数に対する企画乗車券類の、発売額の日割額の払戻しのみ請求することができます。なお、有効期間の延長および日割額の払戻しにおいて、1回以上の乗降を行った日は既に使用済みとし、その取扱いの対象外とします。

3. 旅客は、前各項に規定する場合のほか、規則第187条に該当する場合は、次の各号に従って企画特別急行券の払戻しを請求することができます。

- (1) 払戻額は企画特別急行券の券面に発売額の表示がある場合など個別に定める場合を除き、券面表示にある発駅および着駅間の無割引の特別急行料金とし、企画乗車券類発売額の半額を上限とします。また、前項第2号の復路に該当する乗車券とともに復路用の企画特別急行券を払い戻す場合についても、払戻しの合計額は当該企画乗車券類発売額の半額を越えないものとします。
- (2) 回数券タイプについては、座席の指定を受けたものに限り請求できます。指定前のものでは請求できません。なお、券面に1券片あたりの取扱いの記載があるものは、当該取扱いによるものとします。
- (3) 企画特急券引換券については、当該券片のみでの請求はできません。前各項により所持する企画乗車券類での旅行を終了する際に、未使用の企画特急券引換券があるときに限り、他の券片とあわせ乗車券に準じた払戻しの請求ができるものとします。

(施設利用券等)

第14条 施設利用券等が組み込まれた企画乗車券類において、旅客が施設利用券等による便益を受けることができず旅行目的を達成できない場合は、当社がその事由を認めた場合に限り前条第2項第1号による無賃送還または施設利用券等（該当施設等の設定額）のみの払戻しの請求ができます。

2. 企画乗車券類と同時に交付する施設割引券など、別途旅客が施設と利用契約を結ぶ際の特典等については、前項の請求はできません。

(無効となる場合)

第15条 旅客が次の各号に該当する行為を行った場合は、当該企画乗車券類を無効とし、当社はこれを回収するとともに、無札旅客として、規則第162条、第164条および第165条に基づき、所定の普通旅客運賃・料金と増運賃・料金を収受します。

- (1) 旅行開始後の企画乗車券類の全部またはその一部券片を他人から譲り受ける等して使用したとき。
- (2) この規程に定める使用方法に反した使用をしたとき。
- (3) その他不正乗車の手段として使用したとき。